

行方市訓令第15号

行方市派遣職員に関する通勤手当等の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月14日

行方市長 鈴木周也

行方市派遣職員に関する通勤手当等の支給に関する規程の一部を改正する訓令

行方市派遣職員に関する通勤手当等の支給に関する規程(平成17年行方市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条第1項中「に、別途研修交流諸経費として月額2万円を加算するもの」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。